

【情報提供】上海葵井商務諮詢有限公司

上海市華山路301号 静安商楼211室 TEL: 021-6248-8007

URL: <http://www.aoi-bc.com/> e-mail: [shanghai@aoi-bc.com](mailto:shanghai@aoi-bc.com)

【編集/提供】葵ビジネスコンサルティンググループ 東京本部 横田税務会計事務所

〒143-0022 東京都大田区東馬込1-12-12

TEL: 03-3775-1220 FAX: 03-3775-1156

URL: <http://www.ykss.com> e-mail: [info@ykss.com](mailto:info@ykss.com)

## 登録商標の更新、譲渡及び使用許諾

### (1) 登録商標の更新

登録商標の有効期間は10年間とし、登録許可の日から起算します(37条)。登録商標の有効期間満了し、継続して使用する必要があるときは、期間の満了6ヶ月以内に更新登録の出願をしなければなりません。この期間内に出願できないときは、6ヶ月の延長期間を与えられます。延長期間を満了して出願しない時は、その登録商標が取消されます。毎回の更新登録の有効期間は10年間とします(38条)。

### (2) 登録商標の譲渡

登録商標を譲渡するときは、譲渡人と譲受人は譲渡契約を締結し、共同して商標局に申請しなければなりません。登録商標の譲渡は、認可された後公告されます。譲受人は公告日より商標専用権を有します(39条)。

### (3) 登録商標の使用許諾

商標登録人は商標使用許諾契約を締結することで、他者がその登録商標を使用することを許諾できます。他者の登録商標を使用することを許諾されているときは、その登録商標の商品に被許諾者の名称及び商品の原産地を明記しなければなりません。商標使用許諾の契約は商標局に届出なければなりません(40条)。

## 商標権者の義務

商標登録後、商標権者がその商標に対して専用権を享有すると共に、商標使用に関する管理規定をも守らなければなりません。順守しない場合は、工商行政管理機関に処罰され、商標登録が取消されることもあります。

まとめると、商標権者は次のいくつかの点を注意しなければなりません。

- ・ 商標は登録のままで使用して、商標権者が無断に変更して、使用してはいけない
- ・ 登録商標人の名義、住所又はその他の登録事項を許可なく変更してはならない
- ・ 登録商標を許可なく譲渡してはならない
- ・ 連続3年間登録商標を使用しない(以上44条)
- ・ 商標を使用する者はその商標を使用する商品の品質に責任を負わなければならない。各クラスの工商行政管理部門は商標管理を通じ、消費者を詐欺する行為を差止めなければならない(7条)
- ・ 渉外商標の登録及びその登録手続の代理(17条、18条)

外国人又は外国の企業が中国で商標登録を出願し、及びその他の商標に係わる事項を処理する場合は、国に認可された代理機構に委任しなければならない。三資企業(独資・合弁・合作)は中国の企業と見なされて、その会社が自社名義で商標登録出願又はその他の商標手続をする場合には、会社自身が手続きしても、代理人に委任してもかまわない。

上海市光明法律事務所

上海葵井商務諮詢(有)特別顧問

弁 護 士 程 甦 記

1990年 中国弁護士資格取得

2000年 日本外国法事務弁護士資格取得

得意分野 会社法・投資法・知的財産権

TEL 021-5293-0100-257